

## \*登録・入会にあたって

登録・入会にあたり、ご注意ください点です。大まかな内容ですので、ご不明な点は「登録説明会」またはお電話にてご確認ください。

### 登録の流れについて

- ①登録説明会（予約制）にご参加ください。必要書類の配布、費用の説明等をいたします。登録説明会に参加されない場合は、ホームページの「行政書士登録・入会のご案内」の項目を熟読し、必要書類をご用意ください。
- ②必要書類や費用等の準備が出来ましたら、電話にて、登録申請受付の予約をしてください。ご予約いただいた日時に、必ず登録申請者本人が必要書類、費用等を持参し、手続きを行ってください。
- ③申請書類受付後、約2週間以内に、役員による現地調査が行われます。
- ④現地調査、提出書類に問題が無ければ、日本行政書士会連合会で審査が行われます。申請から登録まで約1ヶ月～2ヶ月かかります。
- ⑤行政書士登録日が決まりましたら、郵送にて「登録証交付式のご案内」をいたします。通常、登録日から1週間～10日後が登録証交付式となります。交付式にて行政書士の業務に必要な行政書士証票や職印をお渡しします。

### 事務所の設置について

- ・行政書士事務所を設置し、開業する必要があります。（使用人である行政書士を除く）
- ・事務所には、守秘義務が守られる構造等の条件があり、行政書士が事務所の管理や運営の主体となり得る使用権が必要です。登録申請時には、業務を開始できる状態であることが認識できるような設備を備えるようにしてください。（事務机、電話機、パソコン、プリンター、書類保管庫等、それらがあれば少なくとも行政書士業務が行えるような設備が概ね設置されているような状態。申請時に全ての設備が設置されている必要はありません）
- ・他士業（「行政書士登録申請書」に記載の行政書士以外の類似資格）を開業されている方は、兼業する士業の事務所所在地と行政書士事務所の所在地を同一にさせていただきます。宅建士等、業務によっては他士業と兼業のための事務所設置基準がより厳格に定められている場合がありますので、関係機関に確認をしてください。
- ・他の行政書士や他士業者と同一の場所（室内）に事務所を設けようとする場合（共同事務所または合同事務所）は、所定の届出書および誓約書の提出が必要となります。
- ・法人等の事務所内に事務所を設けようとする場合は、行政書士業務が当該法人等の支配に服さず、かつ一般の利用者を拒むことがないように事務所機能を確保する必要があり、所定の誓約書の提出が必要となります。
- ・行政書士として、行政書士または行政書士法人以外の法人や各種団体、個人等（以下「他の法人等」という）に雇用されることや、名義を貸す行為は禁止されています。登録後も他の法人等に勤務しようとお考えの方は、以下の点に注意する必要があり、所定の誓約書の提出が必要となります。
  - I. 他の法人等との雇用関係が行政書士業務の適法な執行に影響しないこと
  - II. 申請者が行う行政書士業務が、他の法人等の支配に服さないこと
  - III. 一般の利用者が行政書士事務所として認識できるように事務所機能を確保すること

- ・事務所名称は「事務所の名称に関する指針」（日本行政書士会連合会のホームページに掲載）を参照してお考えください。

#### **費用について**

- ・登録・入会時に、初期費用が約30万円かかります。退会されても返還はありません。
- ・月会費は7,000円です。

#### **書類について**

- ・書類ご記入の前に、提出書類と費用についての【申請書類記入上の注意事項】を熟読してください。記入前に、住民票の写しや身分証明書を取得し、正確な住所や本籍の表記をご確認いただくことをお勧めします。
- ・登録説明会にてご案内した書類の他に、個別に必要な書類が追加となる場合があります。
- ・「職印」の作成費用は初期費用に含まれており、本会で作成し、交付式にてお渡ししますので「職印届」の職印欄は空白のままご提出ください。

#### **その他**

- ・登録に関する審査は日本行政書士会連合会でを行っています。栃木県行政書士会で事前に登録の可否についてお答えすることはできません。
- ・栃木県行政書士会から仕事の斡旋はありません。